

御殿場市民会館法定検査等一覧表

1 検査等を行う場所

御殿場市民会館敷地内

2 検査等の項目

(1) 建築設備定期検査

実施根拠：建築基準法第12条

(2) 特殊建築物定期検査

実施根拠：建築基準法第12条

(3) 防火設備定期検査

実施根拠：建築基準法第12条

(4) 水質検査

実施根拠：建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条

(5) 簡易専用水道水質検査

実施根拠：水道法第34条

(6) 汚水・雑排水槽清掃

実施根拠：建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条

以上の検査等については、御殿場市民会館の維持管理のため、実施根拠に基づいて適正な方法で実施すること。また、異常が生じた際には適正に処理をすること。